

■武階／法階受験条件

受験資格	拳士受験	特任	年齢条件 【※1】	基本の受験条件				金剛禅総本山少林寺門信徒				少林寺拳法連盟会員/WSKO正会員・準会員			
						(学)(U)武専／在籍・受講・研究科修了【※2】		(学)(U)武専／未在籍・未受講【※2】		(学)(U)武専／在籍・受講・研究科修了【※2】		(学)(U)武専／未在籍・未受講【※2】			
				現武階許可後の 修行期間	現武階 許可後の 対象講習	現武階許可後の 修行期間	現武階 許可後の 対象講習	現武階許可後の 修行期間	現武階 許可後の 対象講習	現武階許可後の 修行期間	現武階 許可後の 対象講習	現武階許可後の 修行期間	現武階 許可後の 対象講習	現武階許可後の 修行期間	現武階 許可後の 対象講習
8～7級	○	-	※9歳(小3)以下: 8級から受験	4ヶ月以上		4ヶ月以上		4ヶ月以上		4ヶ月以上		4ヶ月以上			
6～4級	○	-	※10歳(小4)以上: 6級から受験	2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)	
3～1級	○	-	9歳以上 (小3以上)	2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)		2ヶ月以上 (少年は4ヶ月以上)	
初段	○	-	11歳以上 (小5以上)	3ヶ月以上		3ヶ月以上		3ヶ月以上		3ヶ月以上		3ヶ月以上		3ヶ月以上	
准拳士	○	-				初段と同時に許可される		初段と同時に許可される		初段と同時に許可される		初段と同時に許可される		対象講習受講条件満了者は 初段と同時に許可される	1回以上 (*)
二段	○	-	13歳以上 (中1以上)	1ヶ年以上		10ヶ月以上		1ヶ年以上		1ヶ年以上		1ヶ年以上		1ヶ年以上	
少拳士	○	-				二段と同時に許可される		二段と同時に許可される		二段と同時に許可される		二段と同時に許可される		対象講習受講条件満了者は 二段と同時に許可される	1回以上 (*)
三段	○	-	17歳以上 (高2以上)	1ヶ年以上		10ヶ月以上		1ヶ年以上		1ヶ年以上		1ヶ年以上		1ヶ年以上	
中拳士	○	-				三段と同時に許可される		三段と同時に許可される		三段と同時に許可される		三段と同時に許可される		対象講習受講条件満了者は 三段と同時に許可される	1回以上 (*)
四段	○	-	20歳以上	4ヶ年以上	2回以上	2年6ヶ月以上		3ヶ年以上	1回以上	3ヶ年以上	1回以上 (*)	4ヶ年以上	2回以上 (*)		
正拳士	○	-				四段と同時に許可される		四段と同時に許可される		四段と同時に許可される		4ヶ年以上 四段と同時に許可される			
五段	○	-	24歳以上	6ヶ年以上	6回以上	3年6ヶ月以上		5ヶ年以上	3回以上	5ヶ年以上	3回以上	6ヶ年以上	6回以上		
大拳士	○	-		3ヶ年以上	2回以上	1ヶ年以上	1回以上	2ヶ年以上	2回以上	2ヶ年以上	2回以上 (*)	3ヶ年以上	2回以上 (*)		
六段	○	-	35歳以上	大拳士取得者:10ヶ年以上 (大拳士未取得:15ヶ年以上)	6回以上 (8回以上)	6ヶ年以上	2回以上	8ヶ年以上	4回以上	大拳士取得者:8ヶ年以上 (大拳士未取得:10ヶ年以上)	4回以上 (6回以上)	大拳士取得者:10ヶ年以上 (大拳士未取得:15ヶ年以上)	6回以上 (8回以上)		
准範士	○	-		6ヶ年以上	4回以上	4ヶ年以上	2回以上	5ヶ年以上	3回以上	5ヶ年以上	3回以上 (*)	6ヶ年以上	4回以上 (*)		
七段	×	-	45歳以上	准範士取得者:12ヶ年以上 (准範士未取得:17ヶ年以上)	6回以上 (8回以上)	7ヶ年以上	2回以上	8ヶ年以上	3回以上	准範士取得者:8ヶ年以上 (准範士未取得:12ヶ年以上)	3回以上 (4回以上)	准範士取得者:12ヶ年以上 (准範士未取得:17ヶ年以上)	6回以上 (8回以上)		
正範士	×	-		6ヶ年以上	5回以上	4ヶ年以上	2回以上	5ヶ年以上	3回以上	5ヶ年以上	3回以上 (*)	6ヶ年以上	5回以上 (*)		

◆武階/法階の条件について詳細

- 「対象講習」とは、現武階許可後、考試前日までに本山・本部開催の講習会、または本山公認教区講習会を受講することを指す。
- (一財)会員およびWSKO正会員・準会員については、武階のみ許可される。ただし、「法階対象講習」または「UNITY講習会」を受講することにより、法階の許可を受けることができる。
※法階許可条件を満了していても、法階の許可を希望しない場合は、受験前に申し出ること。
- (宗)門信徒および(一財)会員で、(学)(U)武専の在籍・受講、または研究科修了者は、基本の受験条件が減免される。
- (学)(U)武専を受講、または研究科修了者であっても、法階の許可を受けていなければ受験条件は減免されず、基本受験条件が適用される。(六段以上)
- 大拳士以上の法階の飛び級はなく、法階の許可を受ける場合には、大拳士から順に許可を受けることになる。
- 七段以上の受験は、継続10年以上の所属長のみを対象とする。 ※後継者に交代後5年以内の元所属長も含む

【種別、地域条件(日本国内)】

- 必須条件
所属連盟、教区、武専などに対する貢献度(担当の有無、行事出席状況、考試員担当状況など)が良好であると認められること。
- 活動実績による条件
3名以上の所属長の育成、または以下①②の条件に対し十分と認められ、所属法人代表者の承認を受けていること。
①指導者育成状況／指導者(正拳士四段以上)の育成が在籍者数に対して適切であること。
②在籍者数の状況／在籍状況の確認により、適切な活動状況と認められること。
(2所属以上の所属長を兼ねている場合は、いずれかの所属が条件を充たしていること。)

◆開催国の公用語以外での受験について

- 原則、開催国の公用語での受験とする。 ※宿題等も公用語での提出すること
- 公用語での提出ができない場合は、受験者の所属負担で翻訳したものを提出すること。

◆新中学1年生の移行措置について(日本国内のみ適用)

- 6級～初段の受験科目について
新中学1年生が4月1日～6月30日の間に受験する場合、「少年科目表」に基づいて受験ができる。
ただし、7月1日以降は「一般科目表」での受験となる。
※6月30日までに「少年科目表」に基づいて受験し再試験になった場合、考試日以降、翌月から数えて4ヶ月以内は、「少年科目表」での再試験はできる。
- 二段受験時の修行期間と修行実績について
・初段許可後、新中学1年生が4月1日時点において修行期間が10ヶ月以上の場合
⇒中学入学後の修行期間は、6ヶ月以上で受験申込ができる。
・初段許可後、新中学1年生が4月1日時点において修行期間が10ヶ月未満の場合
⇒中学入学後の修行期間は8ヶ月以上、少年部からの合計修行期間が10ヶ月以上で受験申込ができる。

【※1】受験条件となる年齢について

年齢条件を満了していない者を、各国の学年制度に照らし合わせて受験させたい場合、上申書の提出によって可とする。(適用を18歳までとする。)(上記の学年カッコ書きは日本を例としている)

【※2】(U)(学)武専／対象について

新制度における聴講師コースは、本条件の適用外とする。